

静岡市「都市型地域おこし協力隊員」応募要領

静岡市は、本州のほぼ中心に位置し、北は 3,000m級の山々が連なる南アルプスから、南は水深 2,500mの駿河湾までの豊かな自然を有しながら、東京駅から新幹線（ひかり号）で約 1 時間の距離感にある政令指定都市です。



しかし、国全体での人口減少・少子高齢化が進行する中、本市の人口は 1990 年をピークに減少に転じ、2020 年の国勢調査では 70 万人を下回りました。今後も中長期的な人口減少は避けられないと想定され、経済の収縮や都市活力の低下など、様々な問題が引き起こされることが懸念されます。

一方、テレワークの導入などによる働き方の変化や、二地域居住といった暮らし方の変化が加速しており、働く場所や住む場所にとらわれず、様々な地域とつながり、関わり合っています。

また、本市は、首都圏での移住相談窓口となる「静岡市移住支援センター」（東京有楽町）の設置・運営や、テレワークを活用した移住促進事業の実施など、積極的に移住施策に取り組んでいます。



そこで、今回、静岡市と首都圏の 2 地域で活動し、自らテレワークを実践しながら、その働き方を発信するとともに、市の移住施策等をサポートしていただく「都市型地域おこし協力隊員」を募集します。

1 職種、委嘱予定人員及び活動内容



職種	委嘱予定人員	活動内容
地域おこし協力隊	2名 (※ 1)	<p>【活動テーマ：移住促進・企業誘致】</p> <p>● 共通内容</p> <p>(1) 市内でのテレワーク及び 2 地域活動（静岡市と首都圏との 2 つの地域において行う活動）等の実践並びにその情報の発信</p> <p>(2) 市内のテレワーク関連事業の情報収集及び市内のテレワーカーの発掘</p> <p>(3) 市内のテレワーク関連事業の活性化の促進</p> <p>(4) 静岡市が実施する首都圏テレワーカー等の移住促進事業への支援・協力</p> <p>(5) 首都圏の事業者等への静岡市の事業の P R 活動</p>

	<p>(6) 市外の人材と市民との交流を図るイベント等の企画・運営</p> <p>(7) SNS等を活用した静岡市の魅力等の発信</p> <p>(8) ワークーションの推進</p> <p>●個別内容</p> <p>今回募集する都市型地域おこし協力隊員に取り組んでもらう主な活動です。</p> <p>月額制で多拠点居住サービスを提供する「株式会社アドレス」(※2)と連携して、首都圏テレワーカー等とコミュニケーションを取りながら、移住促進していただける方を募集します。</p> <p>(1) 首都圏テレワーカー等の本市への誘致、市内テレワーク関連施設の利用促進</p> <p>(2) 本市が実施する『お試しテレワーク体験事業』利用者等との交流、アフターフォロー</p> <p>(3) 来静者(移住希望者等)、移住者、地域住民等と連携した本市の魅力発信</p> <p>(4) 地域おこし協力隊員同士で連携した移住促進に向けた取組(現地の案内、イベントの企画・運営等)</p>
--	---

(※1) 本市における活動拠点を、駿河区用宗(もちむね)とする者を1人、清水区蒲原(かんばら)とする者を1人、計2人を募集します。(応募申込書に希望をご記入ください。)

(※2) 「株式会社アドレス」は、静岡市都市型地域おこし協力隊活動支援事業補助金交付要綱に基づき、隊員の活動を支援する予定です。(<https://address.love>)

2 活動条件等

委嘱予定 年月日	令和5年9月1日
任期	<p>令和5年9月1日から令和6年8月31日まで(予定)</p> <p>※勤務成績が良好な場合は、1年を超えない範囲で更新します。(最大3年間)</p> <p>※補欠合格の場合は、令和5年12月31日までに欠員が生じた場合に限り、随時採用します。</p>
活動場所	<p>静岡市と首都圏の2地域活動等</p> <p>※本市における活動拠点は、「株式会社アドレス」が、テレワーク可能な施設を用意する予定です。</p> <p>【駿河区用宗】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>

	<p>【清水区蒲原】</p> 
勤務時間	<p>概ね週31時間 ※勤務日は不定期。有給休暇、各種休暇制度の取扱いはありません。 ※副業は、本業務の活動に支障のない範囲で可とします。</p>
報償	<p>月額 241,000円 ※活動期間が1ヵ月に満たない月は日割り計算になります。 ※通勤手当、時間外手当等の各種手当はありません。</p>
その他	<p>(1) 地域おこし協力隊として委嘱します。市との雇用関係はありません（雇用保険には加入しません）。</p> <p>(2) 社会保険（健康保険・国民年金）等は各自の責任においてご加入ください。</p> <p>(3) 住居費（賃貸）や自動車の燃料費等の活動に係る経費は、「株式会社アドレス」から、別途支給する予定です（上限あり）。ただし、不動産及び車両の取得に要する経費や、引越しに係る費用、敷金・礼金・仲介手数料、光熱水費、通信料、生活に係る備品費、自治会費等はご自身の負担となります。</p> <p>(4) 活動に要するパソコン等の機器は各自ご用意ください。</p>

3 応募資格

次の（1）から（10）までのすべての要件を満たす方

- (1) 年齢が22歳から60歳までの方（令和5年4月1日現在）
- (2) 委嘱を受けてから地域おこし協力隊の活動を行うまでの間に、静岡市に住民票を異動し転入することができる方
- (3) 任期満了後においても、本市に定住する意欲がある方
- (4) 現在の居住地（（2）の転入前の住民登録地）の市区町村が、国が定める「特別交付税措置に係る地域要件確認表」の地域要件区分欄の①「3大都市圏内都市地域」、②「3大都市圏内指定都市」、③「3大都市圏外指定都市」等に該当すること
※現在の居住地がどの地域に該当するかは、「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご確認ください。一部条件不利地域にお住いの場合は、住所地により応募の可否が異なります。
- (5) 現在、首都圏での生業（会社勤務、個人事業）を有しており、又は委嘱までにその見込みがある方で、委嘱後においても、静岡市でのテレワークを通してその生業を引き続き継続できる方
- (6) 心身ともに健康で、かつ誠実に職務が遂行できる方
- (7) 市民や行政職員等と積極的にコミュニケーションをとり、良好な信頼関係を築くことができる方
- (8) パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）の一般的な操作ができる方

(9) 普通自動車運転免許を有している方

(10) 地方公務員法第 16 条（昭和 25 年法律第 261 号）に規定する欠格事項に該当しない方

4 選考の実施日時・会場等

(1) 第 1 次試験 書類選考


(2) 第 2 次試験 個別面接試験（第 1 次試験の書類選考合格者のみ実施）

面接日	選考会場
令和 5 年 8 月 4 日（金） ※集合時間、試験時間等は受験票にてお知らせいたします。	静岡市役所 静岡庁舎 ※オンライン形式も可とします。応募申込時に希望をご回答ください。

※申込締め切り後、第 1 次試験の結果及び第 2 次試験の詳細について通知します。

※オンライン形式での面接を希望した方に限り、前日（8 月 3 日）の 15 時 00 分頃に接続確認を実施する予定です。

5 応募手続

受付期間	令和 5 年 6 月 20 日（火）～7 月 18 日（火）午後 5 時（受信完了分有効）
申込方法	電子申請 ※QR コード又は下記 URL からアクセスし、申し込んでください。 https://logoform.jp/form/79j2/292556 
提出書類	以下の書類を、ファイル又は画像添付により提出してください。 ① 静岡市都市型地域おこし協力隊応募申込書（別添様式） ② 小論文（800 文字以内、書式自由） テーマ「都市型地域おこし協力隊員として活かしたい私の能力と活動イメージ」 ③ 住民票の写し ④ 普通自動車運転免許証の写し

※提出書類及び面接試験時に取得した個人情報、選考及び選考事務以外の目的には一切使用しません。ただし、最終合格者については、委嘱事務に必要な書類・情報等を任命権者（市長等）に提供します。

※提出された書類は返却しません。

※応募申込は必ず本人が入力してください。

6 第 1 次試験結果通知及び第 2 次試験受験票

合否にかかわらず、令和 5 年 7 月 21 日（金）頃に、郵送で第 1 次試験受験者に発送予定です。第 1 次試験合格者にのみ第 2 次試験の受験票を同封します。

7 月 27 日（木）までに届かない場合は、企画課までご連絡ください。

7 第 2 次試験結果通知

合否にかかわらず、令和 5 年 8 月 9 日（水）頃に、郵送で第 2 次試験受験者全員に発送予定です。

8 月 15 日（火）までに届かない場合は、企画課までご連絡ください。

8 その他

地震、台風などの災害等により、やむを得ず選考日程を変更する場合があります。

9 問い合わせ先

静岡市役所 企画局企画課 移住・事業推進係（増田）

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

電話：054-221-1240

メール：kikaku@city.shizuoka.lg.jp

※ 8時30分から17時15分まで。土、日、祝日を除く。